ふらっと.come!

平成26年6月2日 第36号

発行者 特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」

〒273-0011 船橋市海神1-31-31ジュネス海神101

TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776

HP http://www1.ocn.ne.ip/~flatcome/

Email flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



2人目の補佐です

障害福祉課 鶴岡課長補佐

4月に障害福祉課、二人目の補佐として11年ぶりに異動してまいりました鶴岡です。よろしくお願いいたします。

「総合支援法」が施行され一年が過ぎ、今年度新たに変わったところといたしまして①「障害程度区分」が「障害の程度・重さ」を示すと誤解を生じるため、支援の度合いを示す「障害支援区分」に見直し ②重度の知的障害者や精神障害者にも重度訪問介護サービスが受けられるよう対象が拡大③ケアホームがグループホームに一元化され、より柔軟なサービスの提供が可能となり、また、本体住居との連携を前提とした一人暮らしに近い「サテライト型住居」の創設

このように制度の見直しを行い、障害者の方が真に必要なサービスを受けられ、地域での生活が少しでもより良いものになりますよう、ふらっと船橋を中心に地域の皆様方、私たち行政と更なるコミュニケーションを図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

自動車運転死傷行為処罰法について

ふらっと船橋 相談員

2014 年 4 月 18 日の政府決定により、同年 5 月 20 日から「自動車運転死傷行為処罰法」が施行されました。この法律はどのようなことを言っているのか確認してみたいと思います。

この法律は、これまで「刑法」という大きな括りの中にあった 「危険運転致死傷罪」と「自動車運転過失致死傷罪」という法律が、 新しく出来た「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に 関する法律(通称:自動車運転死傷行為処罰法)」という法律の中



に移行されて、これまでの法律にいくつかの条件が追加されたり、新設されたりして出来ています。 分かりやすく言えば、これまで以上に、悪質・危険運転に対する罰則が厳しくなったということです。 さて、ここで注目したいことが「危険運転致死傷罪」の部分の適応対象が追加・新設されたところ です。具体的には『一方通行や高速道路の逆走、歩行者天国の暴走など通行禁止道路を危険な速度で 走行すること』が追加され、さらに『アルコールや薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれの ある状態で自動車を運転』『幻覚や発作を伴う病気(政令で定める)の影響で正常な運転に支障が生 じるおそれがある状態で自動車を運転』が新設されたことです。他にも、『無免許運転』など、危険 運転行為の条件について、新設や変更があり、適用される刑罰もこれまでよりも重くなっています。

ここまで読んでいただくと、適用の対象となる病気が気になるところだと思います。今後、政令で 定めることになるようですが、その際に参考とされる道路交通法令に具体的に列挙されているのは、 ①統合失調症(条件付き)②てんかん(条件付き)③再発性の失神(脳全体の虚血による一過性の意 識障害をもたらす病気)④無自覚性の低血糖症(人為的に調整できるものをを除く)⑤躁うつ病(条 件付き) ⑥重度の眠気を呈する睡眠障害⑦認知症⑧アルコール、薬物中毒者 となっています。(条 件付き)と書かれている部分は「自動車等の安全な運転に必要な認知、予知、判断、操作の何れにも 支障が無い場合は除く」という条件です。疾患により、幻覚や妄想、発作、意識障害が起こったこと により事故を起こす事があると処罰の対象となるかもしれないということです。

これまでも、自動車運転免許証の取得・更新の際に、てんかんの診断がある場合は申告する事が勧 められてきました。今後は、これまで以上に、より慎重に運転をする事が重要になります。

この法律が成立する事によって危惧されることは「疾患を有する事によって自動車を運転してはい けないという差別的な視点を持たれてしまうかもしれない」ということにあると思います。アルコー ルや薬物の影響による判断能力の低下は自己責任が問えると思いますが、疾患によって事故を起こし てしまうことまで自己責任を問うのか?という意見もあると思います。

一つ言えることは、差別や偏見を助長するために法律を創設したのではなく、この法律が成立した 背景として、自動車運転による死傷事故の件数は減少傾向にあるけれども、飲酒運転や無免許運転の ような悪質な運転による事故が後を絶たないこと。また、全体の事故件数からすれば少ないのかもし れませんが、疾患の症状による事故があり、その事故が大きな事故となる可能性が高く、事件として 社会的に注目されたことが挙げられます。つまり、目指すところは、運転する側と通行人含めた社会 全体の安全を守るための法律なのです。

疾患があるのであれば、症状についてしっかりと医師に相談し、必要に応じた服薬を守り、自分を 含めた誰も傷つけること無く安全に生活をしていただきたいという思いを、この法律の解釈として受 :(法務省ホームページを参考に作文しました) け止めていただきたいと思うのです。

お知らせ!

中核地域生活支援センター大会 in2014

これからの地域社会のあり方を考える

日時:7月22日(火)10:00~

会場:千葉市生涯学習センター

参加費: 1,000円

お問い合わせ

TEL: 0475-22-7859

Eメール:

hinata.tyousei@lilac.plala.or.jp ※当ホームページにチラシを掲載

第19回千葉県障害者グループホーム講座

テーマ:共同生活援助・生活ホームという障害福祉サービ

スについて

内容:具体的支援内容について実践報告

日時7月1日(火)13:30~

会場:市川市勤労福祉センター(本館)

申し込み:047-300-9509(担当:宮本)

●FAS-net 連絡!!

制度政策委員会より

日時:6月12日(木)

10 時から

場所:市役所 701会議室 ▮

研修委員会より

日時:6月17日(火)

13時30分から

場所:ピースアカデミー